

平成20年度における個人情報保護条例の運用状況について

1 個人情報に係る公文書の開示請求件数 3件

2 個人情報に係る公文書の開示請求の内訳

実施機関	請求 件数	対象 公文書数	処理の内容			不存在 等件数	不服申立 ての状況
			開示	部分開示	非開示		
市長	3	4	2	1	0	1	なし

実施機関（個人情報に係る公文書の開示を実施する機関）は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいいます。

3 その他の実施機関は、請求がありませんでした。